

(案)

法 務 省 発 第 号
厚 生 労 働 省 発 号
総 務 省 発 号
令 和 3 年 月 日

成年後見制度利用促進専門家会議 殿

法 務 大 臣 上 川 陽 子
厚生労働大臣 田 村 憲 久
総 務 大 臣 武 田 良 太
(公 印 省 略)

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、同法第 12 条第 3 項の「成年後見制度利用促進基本計画」の変更の案の作成に当たって盛り込むべき事項につき、貴会議の意見を求める。